鳥取県告示第 765 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者	住所(主たる事務所	居宅サービス事業を	居宅サービス事業を	· 京東 仁 日 日
の氏名)	の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人は	鳥取市河原町渡一	特定非営利活動法人	鳥取市河原町渡一木	平成 18 年 8 月
あと&はんど	木 287-31	はあと&はんど	287-31	1 目
理事長 猪口 はるみ				